

# 伊佐市農業委員会第4回総会議事録

1. 開催日時 令和4年6月28日(火) 午前9時05分から10時15分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3階大会議室
3. 出席委員 (25人)

会 長 13番委員  
委 員

農業委員		農地利用最適化推進委員	
1番委員	8番委員	1番推進委員	10番推進委員
2番委員	9番委員	3番推進委員	11番推進委員
3番委員	10番委員	4番推進委員	12番推進委員
4番委員	11番委員	5番推進委員	13番推進委員
5番委員	12番委員	6番推進委員	14番推進委員
6番委員		8番推進委員	15番推進委員
7番委員			

4. 欠席委員 (3人)

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名 7番委員 8番委員

第2 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出」の意見決定について

議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第5号「農地空き家・空き店舗バンク」による下限面積(地番解除)について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	農地振興係長
農地振興係書記	農地振興係書記

【開始時間 午前9時05分】

事務局長 おはようございます。只今より、令和4年度 第4回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。  
本日の出席人数は13名で、規定に達しておりますので総会は成立いたします。それでは、会長よろしく申し上げます。

議長 皆様おはようございます。  
皆様、田植えはもうお済みでしょうか。済んでいらっしゃる方は、体に気を付けて作業を行ってください。梅雨も昨日で上がり、一番短い梅雨だったというニュースが流れてきております。これから暑くなると思います。熱中症対策もしっかりとっていただきたいと思います。本日、総会終了後、農地利用状況調査の研修会を行います。よろしく申し上げます。  
本日の議事録署名委員を指名いたします。7番農業委員と8番農業委員にお願いいたします。皆様をお願いします。総会時間中は、私語、雑談を禁止いたします。ご意見質問は、報告終了後にお願いいたします。  
ただいまより総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より諸般の報告について、報告1号「農地法第18条第6項の規定による通知」について事務局の報告を求めます。

事務局 報告1号 農地法第18条第6項の規定による通知につきまして、資料1ページから3ページまで農業経営基盤強化促進法による解約が11件です。以上ご報告いたします。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

————— 議案第1号 —————

議長 なしということですので、只今から議案の審議に入ります。議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について議題とします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定のうち、貸借について説明いたします。13ページの総括表をご覧ください。期間は3年から10年で、面積は合計128,606㎡で利用権を設定する者の数は42人、設定を受ける者の数は27人です。土地の詳細については資料4ページから12ページ、番号1番から43番のとおりです。以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 只今、事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
議案第1号について事務局の報告のとおり、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見については決定いたしました。

————— 議案第2号 —————

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について提案いたします。整理番号1番から10番まで一括で報告をお願いします。ご意見、ご質問は、全ての報告終了後お願いいたします。

整理番号1番について、4番農業委員の報告を求めます。

4番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号1番につきまして、去る6月19日に現地調査を行いましたので、4番が報告いたします。

申請人 NKさんは、伊佐市大口小川内に居住され、年齢は30歳です。

渡し人 MKさんは、徳島県小松島市和田島町に居住される市外住民で、年齢は70歳です。

申請地は、伊佐市大口大田字若宮ノ下1821番2、地目は畑、地積は867㎡の所有権移転売買になります。

受人の経営面積は44,860㎡で取得可能面積であります。農業従事

者は1名で、通作距離は約8kmであり現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書その他必要な書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号2番、3番について、3番農業委員の報告を求めまます。

3番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号2番、3番につきままして、去る6月20日に現地調査を行いましたので、私3番が報告いたします。

2番、3番の申請人 KTさんは、伊佐市菱刈荒田に居住され、年齢は46歳です。

2番の渡し人 YSさんは、始良市加治木町木田に居住される市外住民で、年齢は91歳です。

申請地は、伊佐市菱刈荒田字前田1850番、地目は田、地積は558㎡の所有権移転売買になります。

3番の渡し人 SMさんは、霧島市隼人町真孝に居住される市外住民で、年齢は43歳です。

申請地は、伊佐市菱刈荒田字東水流1160番4、地目は田、地積は3,345㎡の所有権移転贈与になります。

受人の経営面積は3,921㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は自宅から約800m以内にあり現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書等が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号4番について、2番農業委員の報告を求めまます。

2番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号2番につきままして、去る6月21日に現地調査を行いましたので、2番が報告いたします。

申請人 TKさんは、伊佐市菱刈南浦に居住され、年齢は46歳です。

渡し人 TRさんは、川崎市川崎区京町に居住される市外住民で、年齢

は82歳です。

申請地は、伊佐市菱刈南浦字竹下279番1で、地目は田、地積は354㎡の所有権移転贈与になります。

受人の経営面積は12,482㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は自宅から約100mに位置しております。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号5番について、7番農業委員の報告を求めます。

7番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号5番につきまして、去る6月22日に現地調査を行いましたので、7番が報告いたします。

申請人 HTさんは、伊佐市菱刈川北に居住され、年齢は71歳です。

渡し人 HSさんは、伊佐市菱刈川北に居住され、年齢は72歳です。

申請地は、伊佐市菱刈前目字永羽諏訪3053番1で、地目は畑、地積は689㎡の所有権移転売買になります。

受人の経営面積は2,093㎡ですが、今回取得する面積と、議案第1号の整理番号39番と40番の面積を合計すると5,731㎡となり取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は自宅から約100mに位置しております。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号6番について、11番農業委員の報告を求めます。

11番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号6番につきまして、去る6月22日に現地調査を行いましたので、11番が報告いたします。

申請人 OKさんは、伊佐市大口小木原に居住され、年齢は62歳です。

渡し人 TSさんは、伊佐市大口小木原に居住され、年齢は84歳です。

申請地は、伊佐市大口小木原字橋ノ口510番1で、地目は田、地積は133㎡の所有権移転売買になります。

受人の経営面積は108,033㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は自宅から約1.2kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号7番について、8番農業委員の報告を求めまます。

8番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号7番につきままして、去る6月16日に現地調査を行いましたので、8番が報告いたしまます。

申請人 WKさんは、伊佐市菱刈荒田に居住され、年齢は41歳です。

渡し人 MMさんは、鹿児島市吉野町に居住される市外住民で、年齢は64歳です。

申請地は、伊佐市菱刈荒田字大峰1764番1、地目は田、地積は546㎡の所有権移転贈与になります。

新規就農者で農地付き空き家・空き店舗バンクの申請者です。経営意欲はあり農機具等はこれから購入を計画されています。

以上のような理由により、この申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、営農計画書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号8番について、9番農業委員の報告を求めまます。

9番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号8番につきままして、去る6月23日に現地調査を行いましたので、9番が報告いたしまます。

申請人 SKさんは、伊佐市大口山野に居住され、年齢は71歳です。

渡し人 TKさんは、伊佐市大口小木原に居住され、年齢は61歳です。

申請地は、伊佐市大口小木原字上松1159番1で、地目は田、地積は3,691㎡の所有権移転売買になります。

受人の経営面積は23,067㎡であり取得可能面積であります。農業従事者は4名で、通作距離は自宅から約5kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号9番について、12番農業委員の報告を求めまます。

12番  
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号9番につきままして、去る6月24日に12番推進委員と私12番農業委員が現地調査を行いましたので、私12番が報告いたしまます。

申請人 KTさんは、伊佐市菱刈川北に居住され、年齢は51歳です。

渡し人 KSさんは、伊佐市菱刈川北に居住され、年齢は74歳です。

申請地は、伊佐市菱刈川北字湯之元1996番8ほか8筆で、地目は田が7筆と畑が2筆、地積は9筆合計で7,024㎡の所有権移転贈与になります。

受人の経営面積は、7,024㎡で取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は自宅から約1.5km以内にあり現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、営農計画書その他必要書類が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号10番について、10番農業委員の報告を求めまます。

10番  
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号10番につきままして、去る6月26日に現地調査を行いましたので、10番が報告いたしまます。

申請人 SYさんは、伊佐市大口宮人に居住され、年齢は80歳です。

渡し人 HYさんは、大阪府交野市私市に居住される市外住民で、年齢は64歳です。

申請地は、伊佐市大口宮人字大住610番1ほか4筆で、地目は全て田、地積は5筆合計で6,012㎡の所有権移転売買になります。

受人の経営面積は、4,752㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は自宅から約200m以内にあり現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号1番から10番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番から10番については許可が決定いたしました。

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数10件について、10件の許可が処分決定いたしました。

議案第3号

議長 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更)・除外・編入)申出」の意見決定について提案いたします。整理番号1番について、3番農業委員の報告を求めます。

3番農業委員 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更)・除外・編入)申出」の意見決定についてのうち、整理番号1番につきまして、去る6月21日、申請人の代理人 M行政書士の立会いのもと、9番推進委員、10番推進委員、私3番農業委員の3名で共同調査を行いましたので、3番が報告いたします。

申請者は、伊佐市大口曾木にお住いの OKさん27歳です。

申請地は、伊佐市大口曾木字沖田3323番で、地目は畑、地積は414㎡であります。

曾木小学校より西へ約1kmに位置し、周囲の状況は、東側は農道、西側が山林と牛舎、南側が市道、北側は宅地であり、用途区分変更後に農業用施設として牛舎を増築する計画であります。

この申請は具体的な計画があり、申請地は農用地区域の周辺部であり、用途区分変更により周囲の農地への影響はありません。また、用途区分変更後の申請地は農用地区域内農地に該当しますが、転用目的が農業用施設の建築のため転用可能かと思われま

す。添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図、転用計画配置図等が添付されております。以上のことから、この申請については3名の調査員の意見において区分変更はやむを得ないと判断いたしました。委員の皆様のご審議方よろしくお願

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問ございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号1番について、意見決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番は、意見が決定いたしました。

議長 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更)・除外・編入)申出」の意見決定について、申請件数1件について1件の意見が決定いたしました。

————— 議案第4号 —————

議長 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、整理番号1番について6番農業委員の報告を求めます。

6番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る6月21日、申請人の代理人 O

行政書士の立会いのもと、4番農業委員、7番推進委員、私6番農業委員の3名で共同調査をしましたので、6番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市大口大島にお住いの WIさん、年齢は53歳です。

譲渡人は、伊佐市大口下殿にお住いの HMさん、年齢は65歳です。

本申請は、所有権移転売買で農地区分は第2種農地その他の農地となっており、転用目的は駐車場です。

申請地は、伊佐市大口大島字池ノ頭879番2で、地目は畑、地積は114㎡です。

所在地は、羽月小学校から南東へ約100mに位置しており、南側は宅地、東側は宅地、北側は宅地、西側は市道であり、周囲に与える影響はないかと思われます。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号2番について3番農業委員の報告を求めます。

3番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号2番について、去る6月21日、申請人の代理人 M行政書士の立会いのもと、9番推進委員、10番推進委員、私3番農業委員の3名で共同調査をしましたので、3番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市大口曾木にお住いの OKさん、25歳です。

譲渡人は、伊佐市大口曾木にお住いの OKさん、82歳です。

本申請は、所有権移転贈与で農地区分は農用地区域内農地で農用地利用計画指定用途となっており、転用目的は牛舎及び運動場です。

申請地は、伊佐市大口曾木字沖田3323番で、地目は畑、地積は414㎡であります。

所在地は、曾木小学校から西へ約1kmに位置しており、東側は農道、西側が山林と牛舎、南側が市道、北側は宅地であり、周囲に与える影響はないかと思われます。転用目的は牛舎の増築と運動場ですが、以前から牛舎と運動場として使用しているということで始末書が添付されております。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、始末書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号2番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号2番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号3番について8番農業委員の報告を求めます。

8番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号3番について、去る6月21日、申請人のTSさんの立会いのもと、5番農業委員、13番推進委員、私8番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、私8番が報告いたします。

譲受人は、鹿児島市皇徳寺台にお住いのTSさんで市外住民であります。

譲渡人は、伊佐市菱刈前目にお住いのMTさん、年齢は65歳であります。

本申請は、所有権移転売買で農地区分は第2種農地その他の農地となっており、転用目的は太陽光発電施設です。パネル枚数288枚、出力は49.5kW、年間発電は105.1kWを計画しているとのことです。

申請地は、伊佐市菱刈前目字猶木原5180番2で、地目は畑、地積は1,169㎡であります。

所在地は、まごし館から北西へ約1kmに位置しており、南側は転用地、東側は非農地、北側は畑、西側は道路であり、周囲に与える影響はないかと思われま。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いたします。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号3番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号3番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号4番について8番農業委員の報告を求めます。

8番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号4番について、去る6月21日、申請人の代理人 TSさんの立会いのもと、5番農業委員、13番推進委員、私8番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、私8番が報告いたします。

譲受人は、鹿児島市田上にお住いの IYさん、年齢は29歳で市外住民であります。

譲渡人は、横浜市港南区最戸にお住いの ONさん、年齢は41歳で市外住民であります。

申請地は、伊佐市菱刈前目字猶木原5176番で、地目は畑、地積は4,

397㎡です。

本申請は、所有権移転売買で農地区分は第2種農地その他の農地となっており、転用目的は太陽光発電施設です。

所在地は、まごし館から北西へ約1.5kmに位置しており、北側は転用地と畑、西側は非農地、南側は転用地、東側は山林であり、周囲に与える影響はないかと思われます。288枚の太陽光パネルを発電効率が落ちないように設置するために1,612㎡が必要なうえ、災害防止のため雨水流出防止施設と資材置場を含めて4,397㎡が必要であるとのことでした。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号4番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号4番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号5番、6番について関連がありますので一括で報告をお願いいたします。5番農業委員の報告を求めます。

5番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号5番、6番について、去る6月21日、申請人の代理人 TSさんの立会いのもと、8番農業委員、14番推進委員、私5番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、私5番が報告いたします。

整理番号5番、6番の譲受人は、鹿児島市田上にお住いの IYさん、年齢は29歳で市外住民であります。

整理番号5番の譲渡人は、伊佐市菱刈前目にお住いの HKさん、年齢

は93歳であります。

申請地は、伊佐市菱刈前目字猶木原5168番で、地目は畑、地積は555㎡です。

整理番号6番の譲渡人は、始良市西餅田にお住いのMTさんで市外住民であります。

申請地は、伊佐市菱刈前目字猶木原5163番3で、地目は畑、地積は1,678㎡です。

本申請は、所有権移転売買で農地区分は第2種農地その他の農地となっており、転用目的は太陽光発電施設です。

所在地は、まごし館から北西へ約1.5kmに位置しており、北側は転用地と畑、西側は道路を挟んで転用地、南側は畑、東側は転用地であり、周囲に与える影響はないかと思われます。雨水対策として調整池を設けて流すということでありました。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号5番、6番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号5番、6番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号7番について10番農業委員の報告を求めます。

10番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号7番について、去る6月21日、申請人の代理人T行政書士の立会いのもと、7番農業委員、6番推進委員、私10番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、10番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市大口曾木にお住いの AHさん、38歳です。

譲渡人は、伊佐市大口曾木にお住いの AMさん、69歳です。

本申請は、所有権移転贈与で農地区分は農用地区域内農地で農用地利用計画指定用途となっており、転用目的は農機具倉庫及び農業用資材置場です。

申請地は、伊佐市大口曾木字諏訪原4103番5、地目は田、地積は1,704㎡であります。

所在地は、川西自治会館から南へ約500mに位置しており、東側は宅地、西側は田、南側が宅地と山林、北側は畑であり、周囲に与える影響はないかと思われます。転用目的は農機具倉庫及び農業用資材置場ですが、以前から農業用資材置場として使用しているということで始末書が添付されております。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、始末書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号7番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号7番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号8番について7番農業委員の報告を求めます。

7番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号8番について、去る6月21日、申請人の代理人 T行政書士の立会いのもと、10番農業委員、6番推進委員、私7番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、私7番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市大口下殿にお住いの HSさん、33歳です。

譲渡人は、伊佐市大口針持にお住いの KKさん、54歳です。

本申請は、所有権移転売買で農地区分は第1種農地で集落接続施設となっており、転用目的は一般住宅です。

申請地は、伊佐市大口大島字長ミトイ36番1、地目は畑、地積は699㎡であります。

所在地は、羽月小学校から北東へ約600mに位置しており、東側は宅地、西側は田、南側が宅地、北側は宅地であり、周囲に与える影響はないかと思われまます。転用面積が規定を超えているため、理由書が添付されています。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号8番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号8番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号9番について7番農業委員の報告を求めます。

7番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号9番について、去る6月21日、申請人の代理人 T行政書士の立会いのもと、10番農業委員、6番推進委員、私7番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、私7番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市大口大田に所在のある 株式会社Kで、一般法人です。  
譲渡人は、徳島県小松島市和田島町にお住いの MKさんで、市外住民です。

本申請は、所有権移転売買で農地区分は第2種農地その他の農地となっ

ており、転用目的は資材置場です。

申請地は、伊佐市大口大田字佐次兵衛堀 2004 番 1、地目は畑、地積は 1,351 m<sup>2</sup>であります。

所在地は、牛尾小学校から南東へ約 400 m に位置しており、東側は山林、西側は雑種地、南側が山林、北側は市道であり、周囲に与える影響はないかと思われま。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、定款等が添付されております。

調査の結果、この申請については 3 名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願います。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号 9 番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号 9 番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号 10 番について 4 番農業委員の報告を求めます。

4 番 議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号 10 番について、去る 6 月 21 日、申請人の代理人 O 行政書士の立会いのもと、6 番農業委員、7 番推進委員、私 4 番農業委員の 3 名で共同調査をいたしましたので、4 番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市大口大田に所在のある 有限会社 O で、一般法人であります。

譲渡人は、伊佐市大口大田にお住いの KM さん、年齢は 64 歳であります。

本申請は、所有権移転売買で農地区分は第 2 種農地その他の農地となっております。転用目的は駐車場です。

申請地は、伊佐市大口大田字川原田 152 番 1、地目は田、地積は 69

7 m<sup>2</sup>であります。

所在地は、譲受人の事務所に隣接しており、南側、東側、北側は宅地、西側は道路であり、周囲に与える影響はないかと思われま

す。添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、定款等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号10番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号10番は、処分決定いたしました。

議長 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数10件について、10件が処分決定いたしました。

————— 議案第5号 —————

議長 議案第5号「農地付空き家・空き店舗バンク」による下限面積(地番解除)について提案いたします。

整理番号1番について、事務局の報告を求めます。

事務局 議案第5号「農地付空き家・空き店舗バンク」による下限面積(地番解除)について、事務局よりご説明いたします。

整理番号1番の申請人 MMさんは、鹿児島市吉野町に居住されている市外在住の方です。

申請地は、伊佐市菱刈荒田字大峰1764番1、地目は田、地積は546 m<sup>2</sup>です。

所在地は、菱刈農村公園から南西へ約1 kmに位置する宅地に隣接する

遊休農地になります。令和3年9月28日の総会において空き家に付属する農地として下限面積の地番指定を行っていましたが、今回空き家と隣接する農地の売却が決定し、伊佐市空き家・空き店舗バンク実施要項第6条の規定により登録台帳の抹消がありましたので、申請地について下限面積の地番指定を解除するものです。委員皆様のご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号1番について、「農地付空き家・空き店舗バンク」による下限面積(地番解除)について、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 賛成多数。よって整理番号1番「農地付空き家・空き店舗バンク」による下限面積(地番解除)について決定いたしました。

議 長 議案第5号「農地付空き家・空き店舗バンク」による下限面積(地番解除)について、1件の申請のうち1件が決定いたしました。

議 長 その他、事務局お願いします。

事 務 局 総会資料の最終ページをお開きください。6月の月例報告をいたします。6日、6月の定例常設審議委員会が鹿児島市でありまして、事務局職員が出席しております。

21日、現地調査を一斉にしております。28日、本日ですが第4回農業委員会総会です。

7月の行事予定ですが、5日に7月の定例常設審議委員会が鹿児島市であります。21日が現地調査です。28日が第5回農業委員会総会です。月例報告は以上です。

議 長 その他、皆様方からご意見、質問はございませんか。

(「なし」という声、あり。)

事務局

以上で、令和4年度 第4回農業委員会総会を終了します。  
姿勢を正してください。  
一同礼。おつかれ様でした。

【終了時間 午前10時15分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 ..... 会 長 .....

伊佐市農業委員 ..... 7 番 .....

伊佐市農業委員 ..... 8 番 .....